

孺恋村 介護保険「住宅改修」について

要介護・要支援認定を受け、在宅で生活をされている方が、その住宅に手すりの取り付けなど対象となる住宅改修をする場合に、住宅改修費が支給されます。

介護保険の住宅改修は、工事着工前に、申請を行い、孺恋村が要介護者等の心身の状況や住宅の状況などから「日常生活動作支援」に必要と認めた場合に限りです。

対象となる方

要支援・要介護認定を受けている方で、在宅で生活を送っている方

支給限度基準額

要介護状態の区分にかかわらず支給限度基準額は 20 万円です。

20万円までの対象工事に対し、工事費を支払う時点（領収証記載日）の利用者の負担割合に応じて9割、8割又は7割分を住宅改修費として支給します。

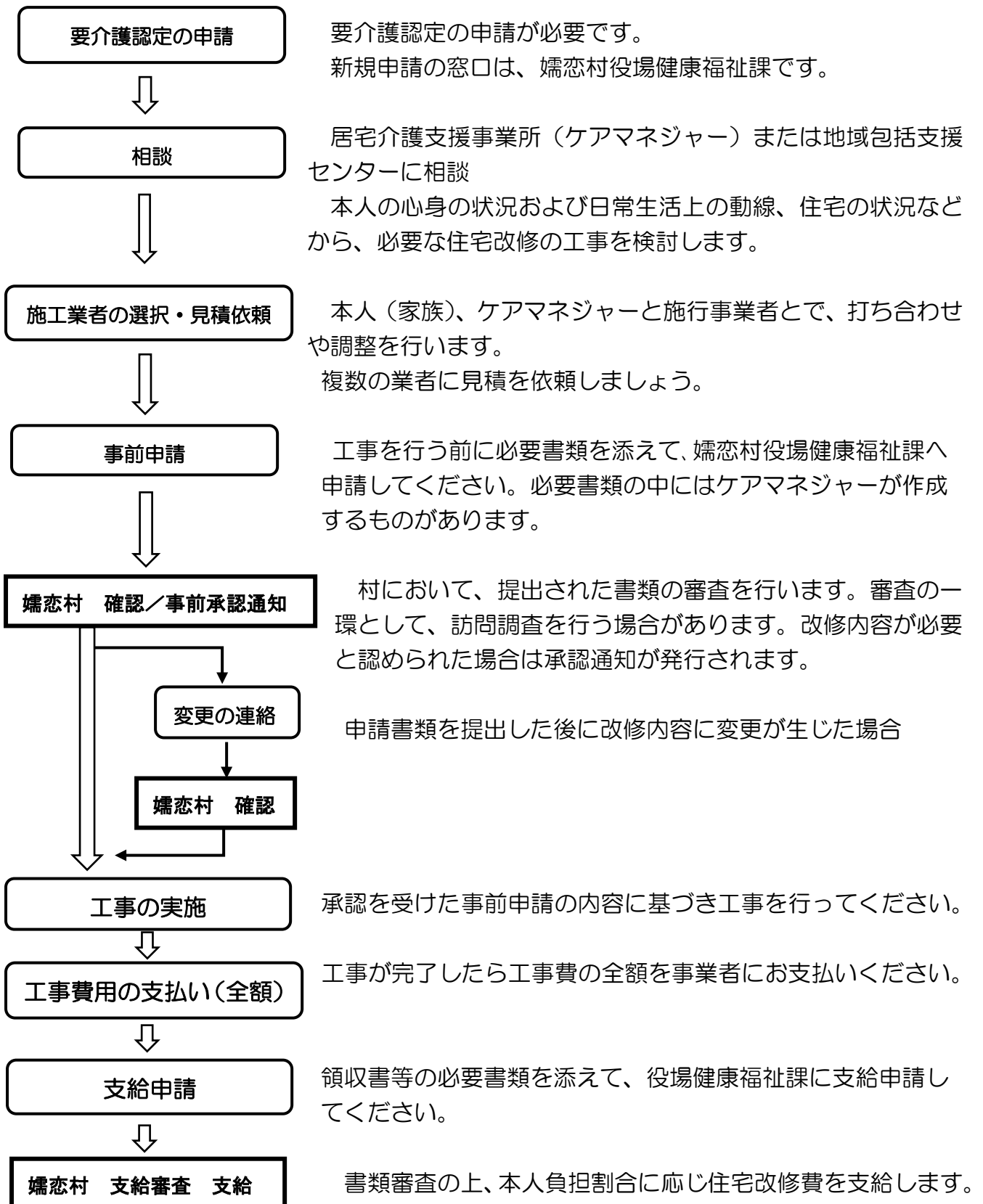
※転居した場合や要介護度が3段階以上程度高くなった場合は、再度支給されます。

対象工事

- ① 手すりの取り付け
廊下、便所、浴室、玄関等への設置
- ② 段差の解消（工事を伴わないもの、段差を解消する機器を設置する工事は対象外）
居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差または傾斜の解消
- ③ 滑りの防止および移動の円滑化のための床、または通路面の材料の変更
居室：畳敷から板製床材・ビニル系床材等への変更
浴室：滑りにくい床材への変更
通路面：滑りにくい舗装材への変更
- ④ 引き戸等への扉の取り替え
扉全体の取替え（開き戸の引き戸・アコーディオンカーテンへの取替え）、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等
- ⑤ 洋式便器等への便器の取り替え（水洗化は対象外）
和式便器の洋式便器（暖房・洗浄機能付き等）への取替
既存の便器の位置や向きの変更 暖房等機能のみの付加は対象外
- ⑥ ①～⑤の工事に付帯して必要となる工事

※本人の日常生活動作を支援するためのものです。対象となるのは、日常生活のために必要最低限の改修であり、「日常生活動作の動線に関わらない改修」「古くなった物を新しくするための改修」「見栄えを良くするための改修」等は対象外です。

手続きの流れ



《問い合わせ 孺恋村役場健康福祉課 電話 96-0512》

住宅改修必要書類

【工事前】

必要書類	
共通項目	<input type="checkbox"/> 住宅改修事前申請書 ※ 記入が必要なすべての項目が記載されていること
	<input type="checkbox"/> 住宅改修が必要な理由書 ケアマネジャーが作成 ※ 記入が必要なすべての項目が記載されていること ※ 身体状況と改修箇所の問題点が具体的に記載されていること ※ 改修内容は介護保険対象であること
	<input type="checkbox"/> 見積書（内訳書） ※ 改修の種類・箇所ごとに商品名、品番、部材単価、数量等、支給対象外部分が分けられて記載されていること ※ 材料費と工賃および諸経費が分けられて記載されていること ※ 見積書の宛名が被保険者本人であること ※ 見積書に施行事業者の印が押されていること ※ 見積書の計算が合っていること
	<input type="checkbox"/> 図面（見取り図） ※ 改修の位置が確認できるものであること ※ 生活動線が確認できるもの ※ 段差解消の場合、前後の状態を図面に記載しているか、断面図等で前後の状態が確認できること ※ 床材の変更等がある場合、図面に寸法等が記載されていること
	<input type="checkbox"/> 工事前の写真（撮影日付入りのもの） ※ 改修箇所ごとの写真であることがわかること ※ 改修後の予想図が書き加えられていること ※ 台紙（「写真貼付用紙」等）に添付又は用紙に印刷してあること ※ 段差解消の場合、段差がわかるものであること
個別項目	<input type="checkbox"/> 住宅所有者の住宅改修承諾書 ※ 住宅の所有者が被保険者でない場合

【工事後】

必要書類	
共通項目	<input type="checkbox"/> 住宅改修支給申請書 ※ 記入が必要なすべての項目が記載されていること ※ 日付が事前承認通知書、工事完了日等との整合性があること
	<input type="checkbox"/> 領収証 原本 ※ 領収金額が、事前提出の金額（税込み）と同額であること ※ 領収年月日が記載されていること ※ 施工業者の印が押されていること ※ 宛名が被保険者名であること
	<input type="checkbox"/> 工事費内訳書 ※ 改修の種類・箇所ごとに商品名、品番、部材単価、数量等、支給対象外部分が分けられて記載されていること ※ 実際の改修内容に合わせて作成してください。
	<input type="checkbox"/> 改修前と後の写真（撮影日入り） ※ 改修箇所ごとの写真であることがわかること ※ 使用した部材が写真の中で確認できること ※ 固定状況や段差状況が確認できること ※ 事前申請時の「改修後図面」及び「見積書」と整合した内容であること ※ 台紙（「写真貼付用紙」等）に添付又は用紙に印刷してあること ※ 改修前と同じ方向から撮影した写真であること
個別項目	<input type="checkbox"/> 委任状 ※ 本人名義以外の口座へ振り込みするとき